

活用に当たって



1 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の授業づくり

学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童又は生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

「特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年告示）」

「特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年告示）」より

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は 6 年間、中学部は 3 年間、高等部は 3 年間を見通して計画的に指導するものとする。

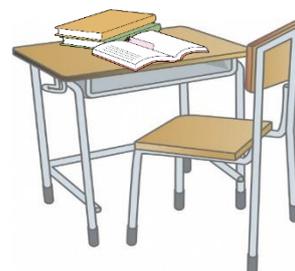
「特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年告示）」

「特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年告示）」より

特別支援学校学習指導要領等に示された上記のことを踏まえ、知的障がい者である児童生徒に対する特別支援学校の各教科の目標と内容に則った授業づくりを行う際に活用いただけるものとして、知的障がいのある児童生徒の各教科の目標と内容の一覧表（以下、「目標・内容一覧表」）を作成しました。

「目標・内容一覧表」は、小学部から高等部（教科によっては、中学部から高等部、また高等部のみのものもあります）までの各段階の目標と内容を横に並べて示しています。児童生徒のおおよその習得状況の把握、指導計画作成、系統性のある指導を行う上での長期的な見通しをもつための手がかりとしても活用ください。

なお、授業づくりを進める際には、「特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編（平成 30 年）」、「特別支援学校高等部学習指導要領 知的障害者教科等編（上）（下）（平成 31 年）」に各教科等の目標や内容に関する詳しい説明や配慮事項等が示されていますので、そちらを確認ください。



2 学習評価

児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが重要である。

「特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編（平成30年）」より

学習評価は、一つの授業や単元，年間を通して，生徒がどのように学ぶことができたのかや，成長したのかを見定めるものであり，各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが重要である。

「特別支援学校高等部学習指導要領 知的障害者教科等編（上）（平成31年）」より

各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては，観点ごとに評価規準を定める必要がある。評価規準とは，観点別学習状況の評価を的確に行うため，学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。

「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料（令和2年）」より

「目標・内容一覧表」は、各教科の学部目標と観点ごとの目標を表にして整理していますので、評価規準を作成する際の参考としても活用いただけます。なお、文部科学省より出されている、学習評価についての関連資料の URL と QR コードを以下に示しておりますので、参照ください。

【学習評価についての関連資料】

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm



「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」

https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_tokubetu01-1386427.pdf



3 小学校・中学校・高等学校の目標と内容との関連

2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」（平成29年告示）より

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

「特別支援学校高等部学習指導要領第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」（平成31年告示）より

特別支援学校学習指導要領には、知的障がいのある児童生徒が、小学部の3段階、中学部の2段階、高等部の2段階の各教科の内容を習得し、目標を達成した場合は、就学する学部に相当する学校段階までの小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができることが示されています。その際の参考資料として、小学校の各学年の目標と内容、及び中学校、高等学校の目標と内容の一部も表にして示しています。

